

東かがわ市が行う指定管理者の指定からの暴力団等の排除に関する要綱

平成 23 年 2 月 22 日

訓令第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、東かがわ市の公の施設に係る指定管理者の指定からの暴力団の排除に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 指定管理者の指定 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により行う公の施設の指定管理者の指定をいう。

(2) 市長等 市長又は教育委員会をいう。

(指定管理者の指定を受けるために必要な資格)

第 3 条 市長等は、指定管理者の指定を行おうとするときは、当該指定を受けるために必要な資格として、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は別表各号のいずれにも該当しないことを要件とするものとする。

(誓約書の提出)

第 4 条 市長等は、指定管理者の指定の申請に当たっては、当該申請者から暴力団又は別表各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面を徴するものとする。

(指定前における措置)

第 5 条 市長等は、指定管理者の選定の段階において暴力団又は別表各号のいずれかに該当することが判明した場合は当該選定対象者を失格とすることができるよう、指定管理者の指定までの間において暴力団又は別表各号のいずれかに該当することが判明した場合は選定された指定管理者候補に対して指定管理者の指定を行わないことができるよう、それぞれ必要な措置をとるものとする。

(指定後における措置)

第 6 条 市長等は、指定管理者の指定に当たっては、当該指定後において暴力団又は別表各号のいずれかに該当することが判明した場合に当該指定を取り消すことができるよう、必要な措置をとるものとする。

附 則

この訓令は、平成 23 年 2 月 22 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 条の規定による東かがわ市有財産の売払い等に係る暴力団等の排除に関する要綱の規定及び第 2 条の規定による改正後の東かがわ市が行う指定管理者の指定からの暴力団等の排除に関する要綱の規定は、この告示の施行の日以降に行われた行為について適用し、同日前に行われた行為については、なお従前の例による。

別表 (第 3 条－第 6 条関係)

- (1) 暴力団関係者(暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながらその組織の威力を背景として同条第 1 号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。)であると認められるもの
- (2) 自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるもの
- (3) 暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるもの
- (4) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの
- (5) 第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当する者であると知りながら、当該者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるもの
- (6) 第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当する者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合(前号に該当する場合を除く。)に市が当該下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったと認められるもの